

北しりべし廃棄物処理広域連合行政財産使用料条例

制 定 平成19年2月15日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第25条に規定する行政財産の使用料に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用料の納付)

第2条 行政財産の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を納めなければならない。

(使用料の額)

第3条 使用料の額は、別表に定める算定基準に従い広域連合長が定める額とする。

(使用料の減免)

第4条 広域連合長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(光熱水費等の徴収)

第6条 広域連合長は、使用者から次に掲げる費用を徴収するものとする。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 電気料、水道料、ガス料金及び下水道使用料
- (2) 冷暖房に要する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める経費

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、行政財産の使用料に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	使用料算定基準（年額）
土地の使用料	<p>(1) 当該土地の財産台帳登録価格に使用許可を受けた面積（以下「使用許可面積」という。）を当該土地の財産台帳登録面積で除して得た数を乗じて得た額に100分の6を乗じて得た額（次号に該当する場合を除く。）</p> <p>(2) 主として電柱（電線その他附属設備を含む。）その他これに類するもの又は地下埋設物を設置する目的で土地を使用する場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第39条の規定により関係市町村（北しりべし廃棄物処理広域連合規約第2条に規定する関係市町村をいう。）が定める占用料に準じた額</p>
建物の使用料	<p>次により算出した額の合計額に、使用許可面積を当該建物の延べ面積で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>ア 当該建物の財産台帳登録価格に100分の6を乗じて得た額</p> <p>イ 当該建物の1年間の償却費（建築費又は再建築価格の100分の80に相当する額を規則で定める耐用年数で除して得た額をいう。）</p> <p>ウ 当該建物の占める土地（建物の建築面積に相当する土地をいう。以下同じ。）の財産台帳登録価格に100分の6を乗じて得た額（当該土地が通常の賃借料を負担する借地の場合は、当該占める土地分の賃借料の年額）</p>
土地及び建物以外の使用料	建物の使用料の算定基準に準じて算出した額

備考 上記の表に定める算定基準にかかわらず、主として自動販売機を設置する目的で行政財産を使用する場合その他特別の理由により当該算定基準により難いと認められる場合における使用料の額は、広域連合長が定めるものとする。